

弥彦村障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成28年4月1日策定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、弥彦村の全ての組織（以下「村の組織」という。）が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく次の事業所等とする。

- (1) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 就労移行支援事業所
- (3) 自立訓練事業所
- (4) 生活介護事業所
- (5) 障害者支援施設
- (6) 地域活動支援センター

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- (1) 物品
 - ・食品類（弁当、菓子、パン等）
 - ・印刷物類（広報誌、リーフレット、チラシ等）
 - ・日用品類（被服、旗類等）
 - ・農作物類（花苗、野菜苗、プランター等）
 - ・普及、啓発用品類

- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・資源回収作業
- ・施設、公園等の除草作業、清掃作業
- ・軽作業（袋詰め、組み立て、包装等）
- ・クリーニング
- ・その他障害者就労施設が提供可能な役務

6 調達の方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報については、福祉保健課が当該施設からの情報をもとに村の組織に提供し、村の組織はその情報を参考に、物品等の調達を推進する。
- (2) 障害者就労施設等への発注に当たっては、当該施設等の提供能力を勘案し、納期の設定等に配慮する。

7 調達の目標

調達目標は、前年度の物品等の調達実績を上回ることを目標とする。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針は、村のホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、村のホームページ等で公表する。

9 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉保健課福祉介護係とする。